

第 56 期

平成 23 年度 事業 計画 書

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

財団法人 **主婦会館**

平成 23 年度 事業計画書

(平成 23 年 4 月 1 日～24 年 3 月 31 日)

平成 23 年 3 月 23 日
財団法人 主婦会館
理事長 清水 鳩子

財団法人主婦会館は、主婦連合会を中心とする暮らしを守る運動の拠点として、調査研究事業、各種相談事業、各種研究会、講習会の開催など継続的な公益目的事業に注力する一方、これを支えるための収益事業として広く社会に開かれた施設として、多目的ホール、会議室、宴会場、レストラン、クリニックなどの展開・運営を行って参ります。特に各種相談事業は、個別の各相談を単独で実施するだけでなく「暮らしの相談」事業として連携させることにより、単独実施では得られない活動を模索して参ります。

情報が氾濫し変化の著しい現代、財団法人としてその存在意義を再認識しつつ、多くの人々に受け入れられ、必要とされる公益目的事業に取り組み、これを支える施設運営に尽力してまいりたいと思います。

今年度はさらに公益法人制度改革への準備を重ね、今年度中に一般財団としての申請を行うための準備を進めて参ります。

以上の活動を支えるため、収益事業に一層の工夫を加えて取り組みます。

事業計画書目次

	ページ
1. 調査研究事業	3
・ パーソナルケア製品に関する消費者問題調査研究	
2. 啓発および相談事業	3
2.1. 消費者相談	
2.2. 女性の暮らし安心ホットライン（仮称）	
2.3. ティーンズカフェ	
2.4. 住まいの相談室	
2.5. 法律相談	
2.6. 夫婦・親子相談	
2.7. ほっとサロン シングルマザー・グループ相談会	
3. 各種研究会，講習会等の開催	6
3.1. 消費者セミナー2011	
3.2. シンポジウム「健康食品に関する調査結果を受けて」	
3.3. 講演会「消費者被害の新しい傾向」（仮題）	
3.4. 「健康/権利」エデュケーター養成講座	
3.5. こころのケア講座	
3.6. ファシリテーター養成講座	
4. 展示等	8
・ 消費者問題に関する展示	
5. その他	8
5.1. チャリティーバザー	
5.2. 産直市	
5.3. 冊子制作「消費者市民社会とはなにか」	
6. 施設の運営（収益事業）	9
6.1. 主婦会館クリニック	
6.2. 会議室・レストランの運営	

1. 調査研究事業

● パーソナルケア製品に関する消費者問題調査研究（新規事業）

スキンケア、ヘアケア、除菌、消臭など、様々な目的のパーソナルケア用品についてのアンケート調査を行う。近年は、子供用のパーソナルケア用品も多種売りだされているが一方、安全性への懸念が高まっている。そして、消費者の側にはその認識がまだ薄いといえる。表示のわかりやすさなど、現状の問題点を明らかにするために調査を主婦連合会の協力を得て行う。

※パーソナルケア製品：スキンケア、ヘアケア、オーラルケア（口腔ケア、口内衛生）など、皮膚、毛髪を清潔にしたり、状態をととのえたりするための製品。

実施時期 平成23年7月～10月

対象 一般消費者

配布数 1000部

2. 啓発および相談事業

2.1. 消費者相談（継続事業）

近年商品・サービスの多様化、複雑化によって消費者トラブルも巧妙化・深刻化しており、消費者相談の必要性は高まっている。相談者個人のための解決にとどめず、内容に応じて社会的な問題としてとり上げ、政治、行政、民間ルール等に反映させるなどにより、消費者の共通の利益のために役立てることを目指す。主婦連合会の協力を得て展開する。

相談日 週3回（月・水・金）

対象 一般消費者

担当 消費生活相談員（2名）

2.2. 女性の暮らし安心ホットライン（仮称）（新規事業）

経済情勢の低迷により、特に影響を受けているのが各層各域において弱い立場の女性である。社会的支援もままならず、孤立や不安感を抱えながら、DV被害、低賃金の不安定雇用、生活苦からの心身の病などをはじめとしてさまざまな困難に直面している。幅広い分野での女性の問題の専門家の協力を得て、女性のための無料電話相談「女性の暮らし安心ホットライン」を開催し（1日）、そうした女性の救済の糸口となる機会を設ける。また、受付けた相談内容から見えてくる社会的問題点を取り上げ、国の施策に反映させる活動につなげる。

開催日時 年度内に1回開催予定

対象 女性

担当 民間支援団体で相談経験がある女性相談員、弁護士、精神保健福祉士、社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど

2.3. ティーンズカフェ（思春期の女子向け、心とからだの医療相談）（継続事業）

10代の女子のからだの悩み、性に関する悩み（性同一性障害を含む）、さまざまな心配事（学校や人間関係のトラブル・摂食障害など）を、気軽に相談できる無料相談室。思春期の多感で揺れ動きがちな女の子が自分自身のところとからだについて思い悩み、困っているときにためらわずに相談にいける場所、“保険証のいらない無料のプレクリニック”として開設する。個々の相談内容により、必要に応じて適切な医療機関を紹介する。

対 象	小学生～大学生までの女子（原則） 上記以外の年齢の女子・男子の相談・幼児に関する相談も希望により受け付ける。教育現場の方（教師・養護教諭）、保護者からの相談も可。
相 談 日	毎週木曜日 1回 15分～30分 予約制
相 談 料	無料
担 当	主婦会館クリニック 産婦人科医師 堀口雅子

2.4. 住まいの相談室

2.4.1. 有料相談（継続事業）

相談日を特定せず、予約に応じて随時対応することで、相談者が利用しやすいようにする。また、消費者相談室や主婦連合会住宅部との連携を強め、広範な相談に対応出来るようにする。

相 談 日	予約に応じて随時対応
相 談 料	1時間 3,150円（消費税込み）
担 当	一級建築士

2.4.2. 特別講座・無料相談会（継続事業）

住まいの形態がますます多様化しており、マンション居住や高齢者対応など時宜に適ったテーマで相談室活動の一環として特別相談会を対象地域設計の協力を得て開催する。主婦連合会住宅部と協議し、開催する。

2.4.2.1. 「高齢者対応住宅改善講座・相談会」（第5回）

日 時	平成23年6月18日（土）開催予定
内 容	高齢社会の進行の中で、安全安心で住み続けられる住まい方、住環境の改善をテーマにした講座と具体的な事例紹介を行うと共に、個別の相談に応ずる。

2.4.2.2. 「マンション維持管理講座・相談会」（第6回）

日 時	平成23年11月 開催予定
内 容	分譲マンションの課題はストック活用の時代に入っている。管理や修繕・改修・建替え等多くの課題を抱える管理組合・区分所有者へ、正確な情報と提案を含む講座を開催する。同時に公開相談により参加者との交流を図っていくことで、実際に起こっているトラブル等の解決策を共通の問題として取り上げる。

2.5. 法律相談

一般の方が気軽に法律相談を受けることによってその権利保障がなされるよう、実務経験豊富な女性弁護士が相談に当たる。相続・遺言、離婚・家族の問題、不動産売買、損害賠償、破産、消費者問題、会社関係、セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの法律相談に応じる。男女は問わない。日本女性法律家協会に委託する。

2.5.1. 無料法律相談（継続事業）

相談日時 平成23年4月16日（土）
内 容 日本女性税理士会の後援も得て、案件により税理士と共に相談に当たる。

2.5.2. 定例有料法律相談（継続事業）

相談日 毎週水曜日・土曜日（予約制）
相談料 1回30分 5,250円（新規）、45分 7,875円（消費税込み）

2.5.3. 女性のための法律講座（新規事業）

開催日時 1回（日時未定）
内 容 日本女性法律家協会の女性弁護士を講師とし、結婚、離婚、労働・金銭関係などをテーマにして女性が生涯を通じて知っておくべき法律知識、社会制度、手続き等をわかりやすく学ぶための講演を開催する。また、参加者の個々の相談に応じるための無料相談会も開催する。

2.6. 夫婦・親子相談（継続事業）

公開セミナー・相談会〔高齢者・夫婦・親子問題〕を（社）家庭問題情報センターの協力を得て実施する。

開催日時 年度内に1回以上開催予定 全日または半日
内 容 家庭内の問題を取り上げる講演・分科会・無料相談等

2.7. ほっとサロン シングルマザー・グループ相談会（新規事業）

経済状況の悪化により母子家庭世帯が増加している。暮らしや雇用、子供の教育や将来への不安など抱えている悩みは深刻で複雑だが、周囲に支援を求める場がないのが現状である。グループ相談会を月1回開催し、情報交換や交流、ファシリテーターによるアドバイスを通して、個々の悩みや不安を少しでも解消し、子どもとともに安心して生活できるように支援するための機会を非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむの協力を得て提供する。小さい子どもを持つ方も参加できるように保育を設ける（有料）。

対 象 シングルマザーの方、離婚を考えている女性の方
開 催 日 毎月第4土曜日（予約制）

3. 各種研究会，講習会等の開催

3.1. 消費者セミナー2011（継続事業，内容は新規）

3.1.1. シリーズ1「消費税と社会保障」

消費税率の見直しがいよいよ現実のものとして目前に迫っている。少子高齢化社会を支える社会保障の充実のためには消費税率のアップが必然であるかのような論調は果たして正しいのか。社会保障費等の公正・公平な負担とは何かをテーマに3回連続セミナーを開催する。本セミナーを通じて得られた知見を活かし、国の施策に消費者の意見を反映させる活動につなげる。

回	数	3回
対	象	一般消費者
講	師	未定

3.1.2. シリーズ2「TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）問題を考える」

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への日本の参加が消費者の生活全般に与える影響について学ぶ。持続可能な社会という観点から、将来にわたっての影響も含め、問題の本質への理解を深め、国の施策に消費者の意見を反映させる活動につなげることを目的とする。

回	数	3回
対	象	一般消費者
講	師	未定

3.1.3. シリーズ3「環境とエネルギーを考える」

環境とエネルギーの問題を考えるシリーズ。次世代に安心して渡すことのできる持続可能なエネルギー政策とはなにかを探る。現在の原子力関連施策の矛盾と問題点に焦点を当てる。本セミナーを通じて得られた知見を活かし、国の施策に消費者の意見を反映させる活動につなげる。

回	数	3回
対	象	一般消費者
講	師	衆議院議員 河野太郎 他

3.1.4. シリーズ4「独禁法を学ぶ part II」

独禁法は消費者問題を考える上で、もっとも基本となる法律のひとつである。知っているようで知らない独禁法について、昨年を引き続き、最新の改正の情報を盛り込んで学びなおすためのセミナー。本セミナーを通じて得られた知見を活かし、消費者の権利を守るために必要な独禁法の法改正や運用の見直しの提言等、国の施策に消費者の意見を反映させる活動につなげる。

回	数	3回
対	象	一般消費者
講	師	石岡克俊 慶応義塾大学産業研究所准教授

3.2. シンポジウム「健康食品に関する調査結果を受けて」（新規事業）

平成22年度に行った「健康食品に関する調査研究」の調査結果を受けて、そこから見えてきた健康食品にまつわる問題を掘り下げる。本テーマの問題点を一般消費

者と共有すること、及びシンポジウムを通じて得られた知見を活かし、国の施策に消費者の意見を反映させる活動につなげることを目的とする。

回	数	1回
対	象	一般消費者
講	師	未定

3.3. 講演会「消費者被害の新しい傾向」（仮題）（新規事業）

村千鶴子弁護士（主婦会館消費者相談室 顧問）を講師に迎え、消費者相談から見えてくる消費者被害の最近の傾向についての講演会を開催する。具体的事例をもとに、一般消費者への注意喚起、啓発することを目的とする。また、消費者相談室の周知広報としての目的も兼ねる。

回	数	1回
対	象	一般消費者
講	師	村千鶴子 弁護士

3.4. 「健康／権利」エデュケーター養成講座（継続事業）

現在小、中、高等学校では、命の大切さや人権という視点からみた性の問題を扱う正規の授業がなく、看護師などを招いて関連講義を単発で行っているのが現状である。生徒たちと年齢も近い若い看護師が、小・中学校現場でより深い理解に基づいた講義ができるよう、「命の大切さ」、「人権としての性」という概念について学ぶ場を島沢二三子氏（健康教育インストラクター）の協力を得て提供する。

回	数	全21回開催予定
対	象	看護学校の学生（各回 5名～10名程度）
内	容	・10代が安全な保健行動をとるための知識の提供 ・自由討議のための「課題」の提供 ・教材ビデオ上映・自己表現の仕方

3.5. こころのケア講座（継続事業）

暴力被害等のトラウマへの自分自身が持つ本来の潜在能力について学ぶための講座。被害を受け心身を傷つけられた状態の女性たちに、女性として与えられたパワーを再確認しながら、新しい自分の姿を見つめ直し、立ち直ることへの手助けをすることを目的とする。また、このような活動から見えてくる社会の問題点から、新たな施策を求めたり、社会を改革する運動につなげたい。子育て中の参加者が安心して講座を受けられるように保育を提供する。非営利活動法人レジリエンスの協力を得て開催する。

回	数	全12回（月1回）
対	象	被害者、支援者、家族の問題を抱えている人、教育関係者など（女性限定）

3.6. ファシリテーター養成講座（継続事業）

暴力被害の支援は、予防・介入・その後のケアの3段階にわけらる。現在、日本では介入に関する取り組みは増えつつあるが、予防に関しては、まだ取り組みが十分とはいえない。そんな中、近年若いカップルのいわゆる「デートDV」が問題となっているので、身体的暴力のみならず、精神的な支配の構造など、DVの問題を非営利活動法人 レジリエンスの協力を得て、論理的に学ぶことによる気づきと改善につなげる講座を開催する。

講座修了者を高等学校での一時間の講座を担えるファシリテーターとして養成し、首都圏以外の地域でも、広く「デートDV」に関する講座が開催されることを目的とする。

回	数	1回
対	象	「デートDV」講座のファシリテーターとなることを希望する人 約60名

4. 展示等

● 消費者問題に関する展示（継続事業）

1Fロビーで、消費者啓発を目的として、広く消費者問題に関連する展示を行う。テーマにより、各方面の団体等と共同開催する。

テーマ案	・ 青少年向け携帯電話に関する啓発 ・ 環境とエネルギー問題に関する啓発 ・ 検査機関・認証機関に関する情報提供 ・ まちづくり市民フォーラムに関する展示 ほか随時
------	---

回	数	4回（1回3カ月程度）
対	象	来館者・一般消費者

5. その他

5.1. チャリティーバザー（継続事業）

DV被害者を支援するNPO等との共催で、被害者のこころのケアや自立のため、手作りの小物や衣料品などをチャリティーを目的とした販売場を提供する。

開催回数	1回	
対	象	一般消費者

5.2. 産直市（継続事業）

安心安全で美味しい産地直送の農作物、海藻類、加工食品等を農民連ふるさとネットワーク・非営利活動法人「食と農」等の協力を得て販売する。

開催回数	4回（4月、6月、10月、12月）各2日間
------	-----------------------

対 象 一般消費者

5.3. 冊子制作「消費者市民社会とはなにか」（新規事業）

平成 22 年度に行った連続勉強会「消費者市民社会とはなにか」（全 8 回）の内容を、参加者だけに留めず広く一般消費者と共有できるよう、冊子化する。（*冊子化が困難である場合は、PDF ファイル化して、ホームページ上でダウンロード可能とし、広く一般に公開する手法も検討する。）

対 象 一般消費者

6. 施設の運営（収益事業）

6.1. 主婦会館クリニック — からだと心の診療室 —

6.1.1. 主婦会館クリニックの診療理念と方針

「生涯を通じて、女性が健康でいきいきと暮らす」ためには、からだと心の両面からのアプローチが必要であるとの診療理念の下に、不妊・家族関係の問題・生活の場における適応障害・性生活における障害・性同一性に悩む人・がん治療を受ける女性が抱える様々な心配事などの相談に対して臨床心理士の協力を得て「自分らしく生きる」ためにサポートし、必要ならば医学的に介入することを方針としてクリニックを運営する。

6.1.2. 診療部門

予約段階で 15 分とするか 30 分とするかを把握して、多くの人に利用できるように配慮する。無断キャンセルが目立つのでその解決の方法を検討し実施する。

6.1.3. 相談部門

6.1.3.1. 「カウンセリング・心理療法部門」

思春期の悩み（友人関係・家族関係・摂食障害など）、育児の悩み（不登校・いじめ）、夫婦関係、性機能障害、性同一障害などの状況の中にいるための辛さを把握し心理療法の技術を駆使して、相談者自身が新しい視点を得たり、洞察に到るのをたすける。

6.1.3.2. 「がん治療を受ける女性のサポート相談室」

内科専門医が、がんの手術療法・化学療法・放射線療法の選択の考え方、副作用に対処しながらの日常生活など暮らし全般についての相談に応じたり、精神科受診を躊躇する方の心的変調の初期相談にも対応する。必要に応じて専門家への紹介を考慮する。

6.1.3.3. 「ティーンズカフェ」

公益目的事業の項参照

6.2. 会議室・宴会・レストランの運営

6.2.1. 新たな企画商品等

近隣ホテルの宿泊部門とのタイアップにより、宿泊付の会議プランやインターネットを利用したテレビ会議システムを提案する。

調理部門ではメニュー構成の多様化をさらに研究し、食材の完全利用に努め、原材料費の高騰に対抗する。また、職員の参加や一部アルバイト等の構成員の工夫により、外注人件費の削減効率化を進める。会館全体で「むだ追放プロジェクト」を立ち上げて、一つひとつ施設運営上の見直しを図り、収益増加につなげる。

6.2.2. 広報の充実

ネットを利用した幅広い広報宣伝を積極的に心がけることによりリピーターの確保とともに集客の強化を図る。また、当館のホームページ上に顧客専用のセミナーの告知欄を設定し、宣伝に協力することにより顧客満足度を高める。

6.2.3. レストランの経営等

「レストラン改革チーム」により、様々な面からの見直しを図る。調理部内のレストラン担当料理長を中心として、根本的な料理メニューの改革を図る。特にランチバイキングのメニューに変化を与える。お子様コーナーを新設して土日を中心に家族ぐるみの利用者の増加を目指す。

夕食時の営業はディナー個人客にこだわらず、宴会場・会議室と同様に予約客も積極的に受け入れ、飲食の伴う会議利用としての提供も幅広く提案する。予約の無い場合には、営業時間を短縮して人件費および光熱費等を圧縮する。

6.2.4. デリバリー（ケータリング）サービス（新設）

レストランを営業の窓口にして、デリバリー（ケータリング）サービスを立ち上げる。教会関連・近隣企業向けにオードブルや弁当のお届け商品の販路を開拓する。

6.2.5. 来館者の向上策

昨年実施したバイキング入店者 3 万人記念行事、ランチバイキングのポイントカード制を強化して実施する。

以上